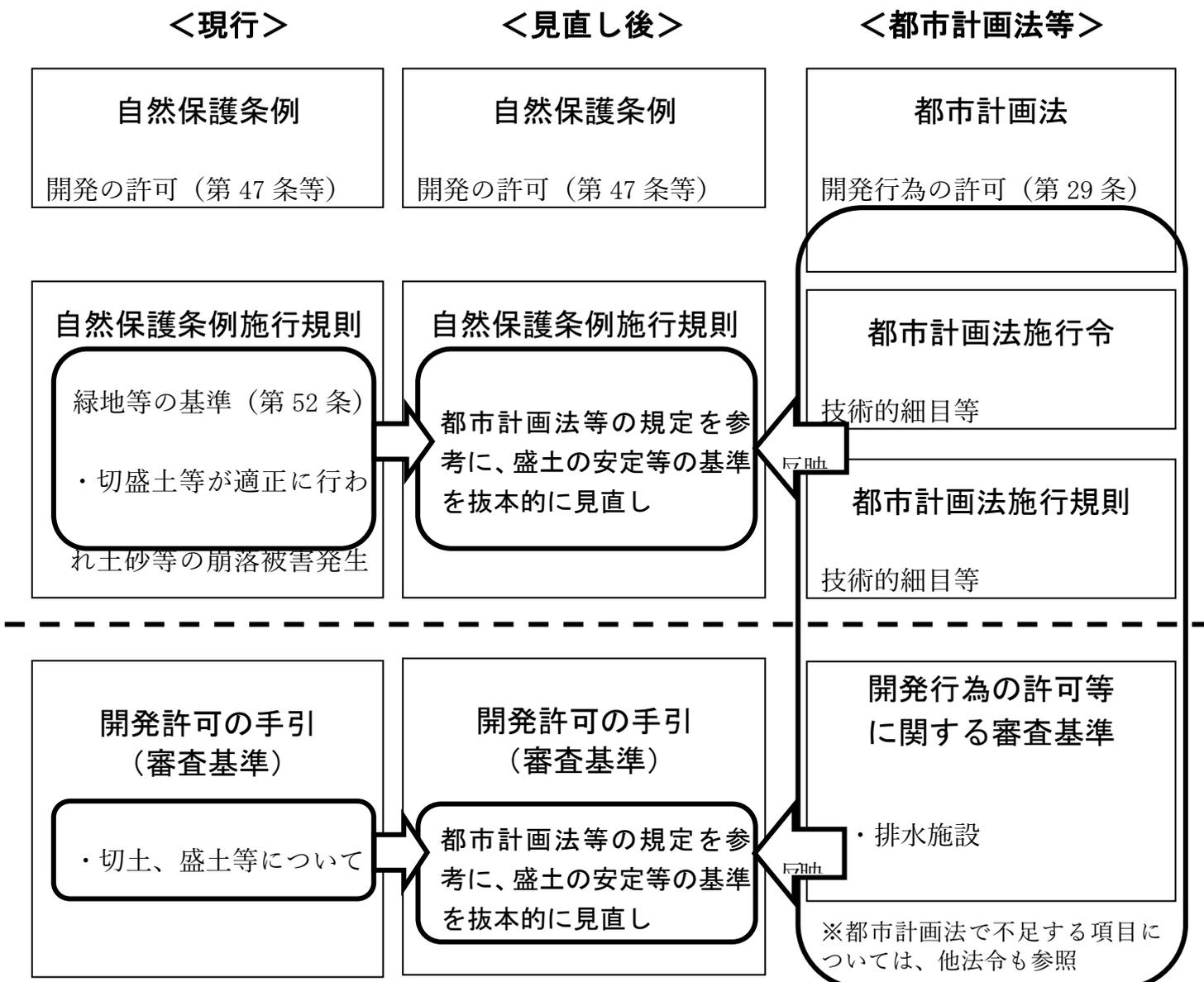


東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について

1 規則改正の必要性・方向性

- (1) 自然保護条例の開発許可においては、開発行為が、自然保護条例施行規則等で定める開発許可の基準に適合する必要がある。
- (2) 現行の自然保護条例の開発許可制度は、自然の保護と回復の視点が中心であるため、開発許可の基準が、都市計画法の開発許可等の基準に比べ、土砂災害の未然防止等の視点で十分でないという課題がある。
- (3) こうした課題に対応するため、開発許可の基準のうち、盛土の安定等の基準について、「都市計画法」等の関係規定を参考に見直す。



2 規則等の主な見直し項目・内容

・下線は新規追加項目
 ※は森林法の技術基準による
 ★は現行の手引のまま

適用 行為	事項	改正案		現行	
		規則 (緑地等の基準)	参考 手引 (審査基準)	規則 (緑地等の基準)	手引 (審査基準)
切土又は盛土が1mを超える行為	造成地盤の改良	<ul style="list-style-type: none"> ・土の置換え、水抜き措置等 ・崖の反対方向への雨水等の排水勾配 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング調査等に基づき事前に軟弱地盤が予想される場合、軟弱地盤対策を実施(盛土端部のすべり防止、地盤の圧縮沈下による排水管等の変形防止等のため) 	無	無
	切土	<ul style="list-style-type: none"> ・切土後の地盤が滑り易い場合、地滑り抑止ぐい等の設置 ・必要に応じて地下水排水施設の設置 ・崖面の保護(よう壁設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・切土の安定性分析、工法検討 ・土:勾配 35° 以下 ・岩:勾配 60° 以下 ・小段(犬走り)の設置 ・表面保護工 ・具体的な切土法面排水工の規定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に行われ、被害が生じるおそれがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・土:勾配 35° 以下 ・岩:勾配 60° 以下 ・小段の設置 ・排水施設の設置 ・法面種子吹付、小段の樹木緑化
	盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・転圧締固め(30 cmごと)等 ・必要に応じて、地滑り抑止ぐい等設置 ・著しい傾斜地では、地盤の段切り ・必要に応じて地下水排水施設の設置 ・崖面の保護(よう壁設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の安定性分析(必要な安定計算)、工法検討 ・勾配 30° 以下 ・小段(犬走り)の設置 ・表面保護工 ・盛土材の材質(良質土) ・具体的な盛土内地下水排除工の規定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に行われ、被害が生じるおそれがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土材の材質(産廃除く、低含水率) ・勾配 30° 以下(現地適合の安全勾配) ・小段の設置 ・地盤の段切り ・排水施設の設置 ・法面種子吹付、小段の樹木緑化
	長大法 切土:10m超 盛土:9m超	<p>【都市計画法、森林法の施行令・施行規則では記載がないため、要検討】</p>	<ul style="list-style-type: none"> (上記の切土・盛土基準に加え) ・よう壁の安定計算・構造計算に基づく設計 ・法面に縦排水を設置(20~40mごと) <p>◎切土 30m超、盛土 18m超の法高の場合は別途、申請者が有識者に指導を受ける等必要</p>	無	無
	一時的な土砂のたい積	<p>【都市計画法、森林法の施行令・施行規則では記載がないため、要検討】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★施工中における1年以内の土砂等のたい積に適用 ★法面勾配、排水施設等は盛土の基準等に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に行われ、被害が生じるおそれがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為施工中におおむね1年以内の土砂等のたい積又は仮置きに適用 ・法面勾配、排水施設等は盛土の基準に準ずる

・下線は新規追加項目
 ※は森林法の技術基準による
 ★は現行の手引のまま

適用 行為	事項	改正案		現行	
		規則 (緑地等の基準)	参考 手引 (審査基準)	規則 (緑地等の基準)	手引 (審査基準)
切土又は盛土が1mを超える行為	よう壁	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計算・実験により、転倒、基礎の滑り等がないこと確認 ・よう壁裏の排水をよくするための措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置計画(家屋が隣接する場合、高低差3m未満(よう壁高-隣接地GL)等) ・土質(地耐力の実試験必要) ・基礎(地盤への根入れ深さ35cm以上) ・安定計算の安全率 1.5 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置、被害が生じるおそれがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・土留めが必要な場合、堅固で十分な耐久性 ・安定計算の安全率 1.5 以上
	えん堤	<p>【都市計画法、森林法の施行令・施行規則では記載がないため、要検討】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※容量は流出土砂を十分に貯砂し得るもの ※極力土砂の流出地点に近接して設置 ★調整池、沈砂池の上部に設置 ※構造は治山技術基準解説による 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置、被害が生じるおそれがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・堅固で十分な耐久性 ・流出土砂を貯砂し得るもの ・調整池、沈砂池の上部に設置 ・構造は治山技術基準解説による
	排水施設 (排水管等、調整池、沈砂池)	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堅固で耐久性を有する構造(排水管等) ・5年確率降雨強度以上及び計画汚水量を有効に排出できるもの ・想定集水量を排水可能な排水施設(調整池) ・放流先として下水、河川等に適切に接続し、その排水能力により必要な場合は雨水調整池等を設置(沈砂池) <p>【都市計画法、森林法の施行令・施行規則では記載がないため、要検討】</p>	<p>(排水管等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年確率降雨強度以上 ・具体的な排水管勾配・断面積を規定(調整池) ・容量は放流先と調整し決定(原則 30 年確率降雨強度以上) ※容量は施工前のピーク流量以下に調整できるもの ・余水吐の能力は、100 年確率降雨強度以上(※コンクリートダムでは 100 年確率降雨強度の 1.2 倍以上) (沈砂池) ★下流域の水質悪化を防止する必要がある場合に設置 ※沈砂池の必要面積を規定 ★堆積土砂を浚渫できる構造 ★調整池と沈砂池は別設置が原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置、被害が生じるおそれがないこと 	<p>(排水管等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨により周辺に被害を及ぼさない十分な能力及び構造の排水施設の設置(調整池) ・容量は 30 年確率降雨強度で計算 ・容量は施工前のピーク流量以下に調整できるもの ・余水吐の能力は、コンクリートダムでは 100 年確率降雨強度の 1.2 倍以上(沈砂池) ・下流域の水質を悪化させるおそれがある場合に設置 ・堆積土砂を浚渫できる構造 ・調整池と沈砂池は別設置が原則
	雨水浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合、雨水等を排除する排水施設は多孔管その他雨水を地下浸透する機能を有するものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透施設の種類(浸透トレチ、浸透ます等) ・浸透施設の浸透能力、規模等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透について十分に配慮されていること 	無
	申請者の資力・信用	<ul style="list-style-type: none"> ・当該開発行為に必要な資力及び信用があること 	<ul style="list-style-type: none"> ①資金計画書(残高証明額>事業費見積額) ②法人登記事項証明書 ③事業経歴書(許可事業経歴) ④納税証明書(滞納なし)等 	無	<ul style="list-style-type: none"> 無 ※申請書の添付図書として②法人登記事項証明書の提出あり
	工事施行者の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・当該開発行為に必要な工事を完成する能力があること 	<ul style="list-style-type: none"> ①法人登記事項証明書 ②事業経歴書(同種・類似経歴) ③建設業許可書 等 	無	無

※開発許可に係る監視指導指針の策定については、別紙「参考」のとおり